

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）

（趣旨）

第一条 この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）、郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）
- 二 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）
- 三 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）
- 四 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）
- 五 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）

- 六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）
- 七 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）
- 八 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）
- 九 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）
- 十 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）

十一 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）

十二 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）

十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）

（民法施行法の一部改正）

第三条（略）

（水難救護法の一部改正）

第四条 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 (略)

(恩給法の一部改正)

第六条 (略)

(無尽業法の一部改正)

第七条 (略)

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第八条 (略)

第九条 削除

(労働基準法の一部改正)

第十条 (略)

(船員法の一部改正)

第十一条 (略)

(国家公務員法の一部改正)

第十二条 (略)

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十三条 (略)

(郵便法の一部改正)

第十四条 (略)

(戸籍法の一部改正)

第十五条 (略)

(国立国会図書館法等の一部改正)

第十六条 (略)

(地方財政法の一部改正)

第十七条 (略)

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十八条 (略)

(当せん金付証票法の一部改正)

第十九条 (略)

(政治資金規正法の一部改正)

第二十条 (略)

(医療法の一部改正)

第二十一条 (略)

(自転車競技法の一部改正)

第二十二条 (略)

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第二十三条 (略)

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第二十四条 (略)

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第二十五条 (略)

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十六条 (略)

(労働組合法の一部改正)

第二十七条 (略)

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十八条 (略)

(郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正)

第二十九条 (略)

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正)

第三十条 (略)

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第三十一条 (略)

(郵便物運送委託法の一部改正)

第三十二条 (略)

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第三十三条 (略)

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正)

第三十四条 (略)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三十五条 (略)

(公職選挙法の一部改正)

第三十六条 (略)

(植物防疫法の一部改正)

第三十七条 (略)

(建築基準法の一部改正)

第三十八条 (略)

(小型自動車競走法の一部改正)

第三十九条 (略)

(地方交付税法の一部改正)

第四十条 (略)

(地方税法の一部改正)

第四十一条 (略)

(行政書士法の一部改正)

第四十二条 (略)

(納税貯蓄組合法等の一部改正)

第四十三条 (略)

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第四十四条 (略)

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四十五条 (略)

(土地収用法の一部改正)

第四十六条 (略)

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第四十七条 (略)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 (略)

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第四十九条 (略)

(地方公営企業法の一部改正)

第五十条 (略)

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第五十一条 (略)

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第五十二条 (略)

(港湾整備促進法の一部改正)

第五十三条 (略)

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五十四条 (略)

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第五十五条 (略)

(関税法の一部改正)

第五十六条 (略)

(軍事郵便貯金等特別処理法の一部改正)

第五十七条 (略)

(自衛隊法の一部改正)

第五十八条 (略)

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十九条 (略)

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十条 (略)

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第六十一条 (略)

(租税特別措置法の一部改正)

第六十二条 (略)

(特定多目的ダム法の一部改正)

第六十三条 (略)

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第六十四条 (略)

(旧国会議員互助年金法の一部改正)

第六十五条 (略)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十六条 (略)

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第六十七条 (略)

(国民健康保険法の一部改正)

第六十八条 (略)

(特許法の一部改正)

第六十九条 (略)

(国民年金法の一部改正)

第七十条 (略)

(国税徴収法の一部改正)

第七十一条 (略)

(道路交通法の一部改正)

第七十二条 (略)

(災害対策基本法の一部改正)

第七十三条 (略)

(児童扶養手当法の一部改正)

第七十四条 (略)

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第七十五条 (略)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七十六条 (略)

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第七十七条 (略)

(所得税法の一部改正)

第七十八条 (略)

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十九条 (略)

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第八十条 (略)

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十一条 (略)

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第八十二条 (略)

(児童手当法の一部改正)

第八十三条 (略)

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第八十四条 (略)

第八十五条 削除

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第八十六条 (略)

(郵便切手類模造等取締法の一部改正)

第八十七条 (略)

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第八十八条 (略)

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第八十九条 (略)

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第九十条 (略)

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第九十一条 (略)

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第九十二条 (略)

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第九十三条 (略)

第九十四条 削除

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十五条 (略)

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第九十六条 (略)

第九十七条 削除

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 (略)

(消費税法の一部改正)

第九十九条 (略)

(地価税法の一部改正)

第一百条 (略)

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第一百一条 (略)

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正)

第一百二条 (略)

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第三百三条 (略)

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四条 (略)

(民事訴訟法の一部改正)

第三百五条 (略)

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三百六条 (略)

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第三百七条 (略)

(介護保険法の一部改正)

第三百八条 (略)

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関

する法律の一部改正)

第百九条 (略)

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第百十条 (略)

(独立行政法人通則法の一部改正)

第百十一条 (略)

(国家公務員倫理法の一部改正)

第百十二条 (略)

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第百十三条 (略)

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第百十四条 (略)

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴

う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第百十五条 (略)

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第百十六条 (略)

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第百十七条 (略)

(確定拠出年金法の一部改正)

第百十八条 (略)

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第百十九条 (略)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第百二十条 (略)

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二百一十一条 (略)

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第二百二十二条 (略)

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正)

第二百二十三条 (略)

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百二十四条 (略)

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第二百二十五条 (略)

(保険業法の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十六条 (略)

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 (略)

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正)

第二百二十八条 (略)

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 (略)

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十条 (略)

(景観法の一部改正)

第三百三十一条 (略)

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第三百三十二条 (略)

(判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正)

第三百三十三条 (略)

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三百二十四条 (略)

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三百二十五条 (略)

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百二十六条 (略)

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第三百三十七条 (略)

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三百三十八条 (略)

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三百三十九条 (略)

(公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百十条 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第四百十一条 (略)

(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正)

第四百十二条 (略)

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第四百十三条 (略)

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第四百四十四条 (略)

(総務省設置法の一部改正)

第四百四十五条 (略)

(財務省設置法の一部改正)

第四百四十六条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第

十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(失効等)

第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。

2 前項に規定する規定は、郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以後は、適用しない。

(定義)

第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧郵便貯金法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金法をいう。
- 二 旧郵便為替法 第二条の規定による廃止前の郵便為替法をいう。
- 三 旧郵便振替法 第二条の規定による廃止前の郵便振替法をいう。
- 四 旧簡易生命保険法 第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法をいう。

五 旧郵便貯金利子寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。

六 旧郵便振替預り金寄附委託法 第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律をいう。

七 旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律をいう。

八 旧公社法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法をいう。

九 旧公社法施行法 第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法をいう。

十 旧郵便貯金 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第七条 第一項各号に規定する郵便貯金をいう。

十一 旧簡易生命保険契約 旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。

十二 施行日 この法律の施行の日をいう。

十三 旧公社 郵政民営化法第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社をいう。

十四 郵便貯金銀行 郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。

十五 郵便保険会社 郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。

十六 機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。

十七 機構法 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法をいう。

(郵便貯金法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に発行された払戻証書については、旧郵便貯金法第六条、第三十七条第一項(旧郵便貯金法第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで(旧郵便貯金法第四十五条第三項(旧郵便貯金法第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。)、及び第五十五条第一項(旧郵便貯金法第五十七条第五項において準用する場合及び旧郵便貯金法第五十九条において準用する旧郵便貯金法第四十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十七条第一項 公社の定める場合を除く（第四十五条第三項、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。）</p>		<p>郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の定める場合を除いて、</p>
<p>第三十九条（第四十五条第三項（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四</p>	<p>公社 払戻証書を再交付する</p>	<p>郵便貯金銀行 当該請求をした者に対し、払戻金の額に相当する現金を払い渡すものとする</p>

<p>において準用する 場合を含む。）</p>		
<p>第四十条（第四十条第三項（第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条及び第六十三条の四において準用する場合を含む。）</p>	<p>その払もどし証書に記載された金額の貯金</p>	<p>前条の請求 払戻金</p>
<p>第五十五条第一項（第五十七条第五</p>	<p>公社の定める場合を除いて、貯金証書又は</p>	<p>郵便貯金銀行の定める場合を除いて、</p>

<p>項において準用する 場合及び第五十 九条において準用 する第四十五条第 三項において準用 する場合を含む。</p>		
---	--	--

第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法（第一条、第三条、
 第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項（旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の
 三第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び
 第三項（旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項ただし書、
 第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。）の規定は、なおその効力を
 有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社

(以下「公社」という。) 」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局を」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。) の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。) を」と、「郵便局に」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。) の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。) に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。

一 旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金(次に掲げるものに限る。)

イ 第五十七条の規定による改正前の軍事郵便貯金等特別処理法(以下「旧軍事郵便貯金等特別処理法」という。) 第二条第一号に規定する軍事郵便貯金に該当するもの

ロ 旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第三号に規定する外地郵便貯金に該当するもの

ハ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十一条の二第一項の規定により通常貯金(同項に規定する通常貯金をいう。以下この号において同じ。) となったもの(この法律の施行前に同条第二項の規定に

よる通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

二 この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十七条第一項の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ホ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十八条第一項本文の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ヘ この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第一項の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第一項の規定により通常貯金となったもの（この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。）

二 旧郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金

三 旧郵便貯金法第七条第一項第三号に規定する定額郵便貯金

四 旧郵便貯金法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金

五 旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金

六 旧郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項第	国民生活金融公庫法（昭和	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十
---------	--------------	--------------------------

<p>六号</p>	<p>二十四年法律第四十九号) 第十八条第二号</p>	<p>七号) 第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け</p>
<p>第五十二条第一項</p>	<p>生計困難等のため(割増金を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)</p>	<p>生計困難等のため</p>
<p>第六十三条の二</p>	<p>国民生活金融公庫又は国民生活金融公庫法第十八条第二号</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け</p>
<p>第六十四条</p>	<p>当該郵便貯金(定期郵便貯</p>	<p>当該郵便貯金</p>

第六十八条第一項	払戻し（継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。）	払戻し
	金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。	

3 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下この項において「公営住宅法等一部改正法」という。）附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金については、公営住宅法等一部改正法附則第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による改正後の郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法」と、同条第二項中「有する」とあるのは「有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする」とする。

第六条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額（第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 機構は、旧郵便貯金法第六十九条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第一項の規定によりさ

れた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下この項において「特例資産」という。）については、機構法第二十八条第一項の規定にかかわらず、機構法第十条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第七条 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行前に発行された払戻証書に関し、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律、郵政民営化法又は機構法（以下「整備法等」という。）に別段の定めがあるものを除き、附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便貯金法の規定により、この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便貯金法第六十九条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つ

た処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条の規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 次に掲げる郵便為替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの、同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するもの及び国際郵便為替に該当するものを除く。)

については、旧郵便為替法(第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条(旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。))、第三十四条、第三十五条、第五章及び第三十八条の八を除く。)

の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

一 この法律の施行前に普通為替証書が発行された普通為替

二 この法律の施行前に為替金の受入れがされた電信為替（この法律の施行前に電信為替証書が発行されたもの又はこの法律の施行前に旧郵便為替法第九条の規定による現金を交付し、若しくは送達してする払渡しの指定があつたものに限る。）

三 この法律の施行前に定額小為替証書が発行された定額小為替

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便為替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条	郵便為替証書を再交付する	当該請求をした者に対し、為替金の額に相当する現金を払い渡すものとする
第二十二条	郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどし	為替金の払戻し
第二十四条の二第一項	同項に規定する電信為替証書を発行してする	現金を

	払渡し又は現金を	
第三十七条の二	電信為替証書を発行して	小切手を発行して

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもってこれに代えるものとする。

第九条 国際郵便為替については、旧郵便為替法第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、旧郵便為替法第二条中「この法律の定めるところにより」とあるのは「この法律の定めるところにより、当分の間」と、旧郵便為替法第三十八条の八中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しく

はその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とする。

第十条 附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。）については、旧郵便為替法（第一条、第三条、第六条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条（旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条（旧郵便為替法第三十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条から第三十五条まで、第三十七条の二、第五章及び第三十八条の八を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便為替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、旧郵便為替法第二十一条中「郵便為替証書を再交付する」とあるのは「当該請求をした者に対し、為替金の額に相当する現金を払い渡すものとする」と、旧郵便為替法第二十二条中「郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどし」とあるのは「為替金の払戻し」とする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定により送達をしなければならないときは、送付をもってこれに代えるものとする。

第十一条 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、国際郵便為替に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便為替法の規定により、附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵

郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。) に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 次に掲げる郵便振替(旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。)については、旧郵便振替法(第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二條から第二十三條の二まで、第三十一条、第四十二条、第六章及び第七十條を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四條に規定する郵便貯金銀行をいう。)」とする。

- 一 この法律の施行前にされた旧郵便振替法の規定による払込み
- 二 この法律の施行前に振替の請求があつた旧郵便振替法の規定による振替
- 三 旧郵便振替法第三十七条の二に規定する定期継続振替に係るこの法律の施行前に旧郵便振替法第三十条の三第一項の催告があつた振替
- 四 この法律の施行前に現金払（旧郵便振替法第三十八条第二項第一号の方法によるものに限る。）の請求があつた払出し（この法律の施行前に払出証書が発行されたものに限る。）
- 五 この法律の施行前に現金払（旧郵便振替法第三十八条第二項第二号又は第三号の方法によるものに限る。）の請求があつた払出し
- 六 旧郵便振替法第五十条の二に規定する簡易払に係る払出し（この法律の施行前に支払通知書が発行されたものに限る。）
- 七 旧郵便振替法の規定による国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）の払出し（この法律の施行前に国税通則法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付があつたものに限る。）

八 旧郵便振替法の規定による国民年金の保険料（国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この号において同じ。）の払出し（この法律の施行前に保険料の納付の催告があつたものに限る。）

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条の二	<p>第三十八条の二 同項第一号又は第三号に 第一項 掲げる方法（同項第一号 に掲げる方法については 、公社において払出証書 を送達する場合に係るも のに限る。）</p>	払出証書に表示すべき金	同項第三号に掲げる方法
第三十八条の二		受取人に	

第二項	額又は受取人に	
第四十九条	払出証書を再交付する	当該請求をした者に対し、払出金額に相当する現金を払い渡すものとする
第五十条	払出証書の再交付又は払出の請求の取消	払出しの請求の取消し
第六十三条の二	国民生活金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構

3 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により送達をしなければならぬときは、送付をもってこれに代えるものとする。

第十三条 国際郵便振替については、旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に

別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、旧郵便振替法第二条中「この法律の定めるところにより」とあるのは「この法律の定めるところにより、当分の間」と、旧郵便振替法第七十条中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金については、旧郵便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第七条第一号及び第二号、第二十条第四項、第二章、第三章第二節から第三節の二まで、第三十八条第二項第一号、第三十九条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十八条から第五十条まで、同章第五節及び第六節、第五章並びに第六十六条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中

「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局」とあるのは「事務所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。）」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条の二第一項	同項第一号又は第三号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。）	同項第三号に掲げる方法
第三十八条の二第二項	払出証書に表示すべき金額又は受取人に	受取人に
第四十三条	とき、又は第四十二条の場合において受取人が当該	ときは

	<p>証書の発行の日から公社の定める期間内に出頭しないときは</p>	
<p>第五十六条第二項</p>	<p>払出証書を発行し、その払出証書と引換えにこれに表示された金額の現金を払い渡す</p>	<p>小切手を発行する</p>

3 附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）については、旧郵便振替法（第一条、第三条、第四条、第六条、第二十二條から第二十三條の二まで、第三十一条、第三十八條の二、第四十二条、第六章及び第七十条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、旧郵便振替法第四十九条中「払出証書を再交付する」とあるのは「当該請求をした者に対し、払出金額に相当する現金を払い渡すものとする」と、旧郵便振替法第五十条中「払出証書の再交付又は払出の請求の取

消」とあるのは「払出しの請求の取消し」とする。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により送達をしななければならないときは、送付をもつてこれに代えるものとする。

第十五条 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、附則第十二条第一項各号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものを除く。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、国際郵便振替に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に、旧郵便振替法の規定により、この法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定

による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金又は附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（簡易生命保険法の廃止に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法（第一条、第三条、第六十五条、第八十八条、第一百一条、第一百四十四条、第一百五一条及び第一百七一条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定を適用する場合において

、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十二条第一項	保険契約者	<p>勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（第六十八条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約等」という。）である保険契約に係る保険契約者</p>
第六十八条	<p>保険契約の変更については</p>	<p>保険契約の変更（保険金額又は年金の額が増額されるもの（勤労者財産形成年金貯蓄契約等である保険契約に係るものを除く。）を除く。）については</p>
第七十八条第一項	<p>日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三条第一項第二</p>

	<p>一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務</p>	<p>号に掲げる業務及びこれに附帯する業務</p>
--	--	---------------------------

3 この法律の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎、被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法及び保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧簡易生命保険法第百二条第一項又は第百三条第一項の認可を受けている簡易生命保険約款又は保険料の算出方法書は、それぞれ第一項の規定により読み替えて適用する同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第百二条第一項又は第百三条第一項の認可を受けた簡易生命保険約款又は保険料の算出方法書とみなす。

第十七条 次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約については、当該各号に定める法律の規定は、なおその効力を有する。

一 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十五号）の施行前に効力が生じた旧

簡易生命保険契約 同法附則第三項及び第四項

二 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項及び簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第十号）附

則第二項

三 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十七号）の施行前に効力が生じた旧簡

易生命保険契約 同法附則第二項

四 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十四号）の施行前に効力が生じた旧簡

易生命保険契約 同法附則第二項

五 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十一号）の施行前に効力が生じた旧簡

易生命保険契約 同法附則第二項

六 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五十九号）の施行前に効力が生じた旧簡

易生命保険契約 同法附則第二項及び第三項

七 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十二号）の施行前に効力が生じた旧簡

易生命保険契約 同法附則第二項

八 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十二号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第五項

九 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二条、第五条から第八条まで及び第九条第一項

十 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）の施行前に効力が生じた同法による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約又は疾病傷害特約 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）附則第二項から第四項まで

十一 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第五十七号）の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

十二 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十九号）の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二項

十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行前に

効力が生じた旧簡易生命保険契約 同法附則第二十三条

十四 旧公社法施行法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約 旧公社法施行法附則第十一条

- 2 前項（第九号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の規定を適用する場合において、同法附則第二条第一項中「簡易生命保険法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同法附則第六条第三項中「日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）」とする。

- 3 第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）の規定を適用する場合において、同法附則第二項中「例による」とあるのは、「例による。ただし、改正前の第六十五条に規定する特約変更契約は、することができない」とする。

4 第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定を適用する場合において、同法附則第二十三条第一項中「前条の規定による改正後の簡易生命保険法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」とする。

5 第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、旧公社法施行法附則第十一条第一項から第三項までの規定中「新保険法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」とする。

第十八条 この法律の施行前に旧簡易生命保険法第八十八条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けにつ

いては、旧簡易生命保険法第八十八条及び第一百五十五条（旧簡易生命保険法第八十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧簡易生命保険法第十八条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 機構は、旧簡易生命保険法第八十八条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下この項において「特例資産」という。）については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産（機構法第十条に規定する簡易生命保険資産をいう。附則第四十七条において同じ。）を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第十九条 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法の規定により、旧簡易生命保険契約に関して、旧公社に對して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の相当する規定により機構に對して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧簡易生命保険法第八十八条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条の規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十条 旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の規定により寄附の委託を行った者は、旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除された利子があり、かつ、当該利子につき同条第二項の規定による決定が行われていないときは、次条第一項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、機構に対し、当該委託の取消しをし、当該利子の返還を請求することができる。

2 前項の返還に関する費用は、当該返還の請求をした者の負担とする。

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があった通常郵便貯金(旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。)につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額(前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第

二条第二項の規定により返還した利子を除く。)とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項(附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の金額の合計額(以下この項において「寄附金」という。)について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体(以下この項において「配分団体」という。)及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勸奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額(旧郵便貯金利子寄附委託法第五条(附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。))の規定により寄附金に充てられた額を除く。)の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金(以下この項において「配分金」という。)の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間（当該期間内に施行日を含む場合にあっては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間）をいう。

第二十二条 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。

（ ）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	配分金の全部	
	当該配分期間	配分金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。）の全部
寄附金		配分金（前条第二項又は整備法附則第二十一條第二項に規定する寄附金をいう。以下同じ。）
	寄附金	寄附金（前条第二項又は整備法附則第二十一條第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。）

第六條第二項	前項の規定により	寄附金を
第七條の二第	第四條第二項	整備法附則第二十一条第一項
一項	同條第三項	整備法附則第二十二條第一項

第二十四條 この法律の施行前に、旧郵便貯金利子寄附委託法の規定により、旧郵便貯金利子寄附委託法第四條第二項の決定に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手續その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手續その他の行為とみなす。

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十五條 旧郵便振替預り金寄附委託法第二條第一項の規定により定められた同項に規定する募集期間について、旧郵便振替預り金寄附委託法第三條第二項の決定がされていない場合においては、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

第二十六条 機構は、配分金（旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項（前条の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項並びに次条第一項及び第四項において同じ。）に規定する配分金をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が第一項に規定する守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十七条 旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定については、施行日以後一年を経過する日までの間は、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二、第七条及び第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定を適用する場

合において、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二第一項中「第三条第二項」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる第三条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同法附則第二十六条第一項」とする。

3 旧公社の平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における寄附金（旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。）に関する経理状況の公表及び機構の施行日から施行日以後一年を経過する日までの間における寄附金（附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項に規定する寄附金をいう。）に関する経理状況の公表については、なお従前の例による。この場合において、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4 機構は、次に掲げるものについては、施行日から起算して一年を経過した日以後、速やかに、機構の定めるところにより、旧郵便振替預り金寄附委託法第二条第二項の規定による委託を行った同項に規定する加入者に返還するものとする。この場合において、返還に関する費用は、当該加入者の負担とする。

一 旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定において配分金とならなかった寄附金（同項に規定する寄附金をいう。第三号において同じ。）

二 交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、返還され、又は交付できなくなった場合における当該返還され、又は交付できなくなった配分金

三 寄附金を運用した結果生じた利子その他の収入金

第二十八条 この法律の施行前に、旧郵便振替預り金寄附委託法の規定により、旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十九条 この法律の施行前に、旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第五条第二項の規定により適用があるものとされる保険業法（平成七年法律第百五号）の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社

が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、保険業法の相当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(日本郵政公社法の廃止に伴う経過措置)

第三十条 施行日の前日において旧公社の役員である者の任期は、旧公社法第十三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第三十一条 旧公社の平成十九年四月一日をその期間に含む旧公社法第二十四条第一項に規定する中期経営目標(附則第三十三条において「最終中期経営目標」という。)及び中期経営計画は、同項の規定にかかわらず、同日から施行日の前日までの期間について定めるものとする。

第三十二条 旧公社の平成十九年四月一日に始まる事業年度(以下「最終事業年度」という。)に係る業績についての旧公社法第二十六条第一項の規定による評価並びに同条第二項の規定による当該評価の結果の通知及びその公表については、なお従前の例による。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

第三十三条 旧公社の最終中期経営目標に係る期間に係る旧公社法第二十七条第一項に規定する中期経営報

告書の提出及びその公表については、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

2 旧公司法第二十七条第二項の規定による旧公社の最終中期経営目標の達成状況についての評価並びに同条第三項の規定による当該評価の結果の通知及びその公表については、なお従前の例による。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

第三十四条 旧公社の最終事業年度は、旧公司法第二十八条の規定にかかわらず、旧公社の解散の日の前日に終わるものとする。

第三十五条 旧公社の最終事業年度に係る財務諸表（旧公司法第三十条第一項に規定する財務諸表をいう。

次条第二号において同じ。）及び事業報告書の作成等については、旧公司法第三十条第三項及び第五項（監事の意見に係る部分に限る。）並びに第三十一条第一項（監事の監査に係る部分に限る。）に係る部分を除き、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十六条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。附則第四十八条第二項において同じ。）で政令で定めるものに諮問しなければならぬ。

一 附則第三十二条又は第三十三条第二項に規定する評価を行おうとするとき。

二 旧公社の最終事業年度に係る財務諸表を承認しようとするとき。

第三十七条 旧公社の最終事業年度に係る旧公社法第三十六条第一項又は第二項に規定する整理及び当該整理を行った後旧公社法第三十七条に規定する基準額を超える積立金がある場合における同条の規定による国への納付については、日本郵政株式会社が従前の例により行うものとする。

第三十八条 郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）第二条の規定による改正前の郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第三百号）第十二条の二第二項の規定による借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定の適用については、郵便貯金銀行を同項第八号に規定する法人とみなす。

第三十九条 旧公社の役員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 旧公社法第五十二条第四項及び第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項ただし書中「任命権者」

とあるのは、「総務大臣」とする。

第四十条 この法律の施行前に生じた旧公社の役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた旧公社の役員に対する福祉事業については、旧公社の職員の例による。

第四十一条 旧公社法第五十六条第一項に規定する運用職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十二条 次に掲げる規定を適用する場合には、旧公社法第五十八条、第六十一条、第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

一 附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）

二 附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）

三 附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法第十五条第二

項から第四項まで

四 附則第四十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法第十六条第二項において準用する旧公社法施行法第十五条第二項から第四項まで

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十八条第一項		
この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両		郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第四十二条第一項各号に掲げる規定

<p>替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（第五条の規定に限る。）、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵便切手類販売所等に関する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法</p>	<p>公社に対し</p>
	<p>郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条</p>

第六十一条第二項	<p>若しくは検査を行った場合又は第五十九条第二項の規定による報告を受けた場合</p> <p>公社</p> <p>業務又は会計が法令若しくはこれに基づく</p>	<p>又は検査を行った場合</p> <p>郵便貯金銀行</p> <p>業務が法令又はこれに基づく処分に</p>		<p>公社の事務所その他の事業所</p>	<p>に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）に対し</p> <p>郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）を含む。）の営業所その他の施設</p>
----------	--	---	--	----------------------	--

	処分若しくは業務方法書若しくは簡易生命 保険責任準備金の算出方法書に違反し 第五十八条第一項に規定する法律 業務方法書の変更その他必要な措置	違反し 同項に規定する規定 必要な措置
第七十一条	公社の役員又は職員 公社の役員	者 郵便貯金銀行の取締役、会計参与若 しくはその職務を行うべき社員、監 査役又は執行役
第七十二条	二十万円 第六十条第一項又は第六十一条第一項	百万円 第六十一条第一項

第四十二条 この法律の施行前に旧公社法第六十二条第三項に規定する司法警察員として職務を行う郵政監察官に対し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより他人から加えられ

た身体又は生命に対する害については、その害を証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）第二条第二項に規定する捜査機関に対し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより他人から加えられた身体又は生命に対する害とみなして同法の規定を適用する。

第四十四条 旧公社の最終事業年度に係る旧公社法第六十四条第二項の規定による国会への報告については、同項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。

（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）

第四十五条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十五条第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金（以下この条において「郵便貯金預託金」という。）については、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の法律の規定にかかわらず、当該郵便貯金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 郵便貯金銀行が平成二十年三月三十一日までの間において郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合については、旧公社法施行法第十五条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第二項	公社の	郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の
	公社が	郵便貯金銀行が
第十五条第三項	公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金	郵便貯金銀行
第十五条第四項	公社	郵便貯金銀行

第四十六条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十六条第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金（以下この条において「郵便振替預託金」という。）については、銀行法その他の法律の規定にかかわらず、当該郵便振替預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続

き財政融資資金に預託することができる。

2 郵便貯金銀行が平成二十年三月三十一日までの間において郵便振替預託金の払戻金を運用する場合については、旧公社法施行法第十六条第二項において準用する旧公社法施行法第十五条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧公社法施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十六条第二項において準用する第十五条第二項</p>	<p>公社の</p>	<p>郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の</p>
<p>第十六条第二項において準用する第十五条第三項</p>	<p>公社が 公社法第四十四条に規定する郵便振替資金</p>	<p>郵便貯金銀行が 郵便貯金銀行</p>

<p>第十六条第二項において準 用する第十五条第四項</p>	<p>公社</p>	<p>郵便貯金銀行</p>
------------------------------------	-----------	---------------

第四十七条 機構は、この法律の施行の際現に旧公社法施行法第十七条の規定により保有のために運用されている資産（郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）第五条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第一項第五号及び第十号に掲げる貸付けに係る債権に限る。以下この条において「特例資産」という。）については、機構法第二十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第四十八条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法第五条の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となったときは、総務大臣は、公共の利益のために必要があると認める場合に限り、機構に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会等で政令で定めるものに諮問しな

ればならない。

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

一 日本郵政株式会社

二 郵便事業株式会社

三 郵便局株式会社

四 郵便貯金銀行及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。

）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵便保険会社及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財

務大臣が定めるもの

イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人

ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。

）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

六 機構

第五十条 この法律の施行の際現に係属している旧公社法施行法第二十二條に規定する訴訟事件又は非訟事件であつて各承継会社等（郵政民営化法第六條第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。）が受け

継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該承継会社等を国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

第五十一条 旧公社法施行法第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第八条に規定する運用職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第五十二条 旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法（次項において「平成十四年改正前郵便貯金法」という。）第十条第一項各号のいずれかに該当する法人その他の団体のうち、旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する法人その他の団体に該当しなくなったものであつて、旧公社法施行法の施行の際現にその郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金を除く。以下この項において「既契約の郵便貯金」という。）の総額が旧郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、既契約の郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第三号に規定する定額郵便貯金に限る。）についての附則第五条第一項の規定によりなおその効

力を有するものとされる旧郵便貯金法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間は、当該既契約の郵便貯金に係る超過額は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

2 平成十四年改正前郵便貯金法第六十八条の六に規定する運用職員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第五十三条 旧公社法施行法第一百十条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号。以下この条において「平成十四年改正前予算職員責任法」という。）第二条第一項第九号に掲げる予算執行職員の旧公社法施行法の施行前にした行為については、平成十四年改正前予算職員責任法の規定は、なおその効力を有する。

第五十四条 旧公社法施行法第一百十三条の規定による改正前の国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号。以下この条において「平成十四年改正前国税収納金整理資金法」という。）第十七条条第二号に規定する国税資金支払委託官の旧公社法施行法の施行前にした行為については、平成十四年改

正前国税収納金整理資金法の規定は、なおその効力を有する。

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役職員であつた組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 旧公社法施行法附則第三十六条の規定により旧公社法施行法の施行の日において旧公社法施行法第五百五十四条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）の認定があつたものとみなされた者が、施行日において引き続き当該認定に係る児童手当又は児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、施行日において同法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の認定があつたものとみなす。この場合において

、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十九年十月から始める。

（民法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 この法律の施行前に旧公社においてある事項を記入し、日付を記載した私署証書は、確定日付のある証書とみなす。

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第八十条及び第一百一十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一 無尽業法第十条第一号

二 削除

三 政治資金規正法第八条の三第一号、第九条第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ

- 四 削除
- 五 削除
- 六 中小企業等協同組合法第五十七条の五第一号
- 七 削除
- 八 航空機工業振興法第十七条第二項第二号
- 九 地方住宅供給公社法第三十四条第二号
- 十 地方道路公社法第三十一条第二号
- 十一 日本下水道事業団法第三十八条第二号
- 十二 公有地の拡大の推進に関する法律第十八条第七項第二号
- 十三 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十条第二号（同法附則第十四条第四項及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）
- 十四 日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項第二号

十五 介護保険法第七十条第二号

十六 独立行政法人通則法第四十七条第二号

十七 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十九条第一項第二号

十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十七条第一項第二号

十九 独立行政法人環境再生保全機構法第十五条第二項第二号

二十 地方独立行政法人法第四十三条第二号

二十一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十条第二項第二号

二十二 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第十四

条第一項第二号

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 旧公社の職員であつた者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条に

において「新法」という。）第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百

二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 この法律の施行前に差し出された第十四条の規定による改正前の郵便法（以下この条において「旧郵便法」という。）第三十条に規定する小包郵便物（以下「小包郵便物」という。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧公社に対してされている旧郵便法第二十三条第二項又は第二十五条の承認の申請は、郵便事業株式会社に対してされた第十四条の規定による改正後の郵便法（以下「新郵便法」という。）第二十二條第二項又は第二十六条の承認の求めとみなす。

3 この法律の施行前にされた旧郵便法第二十三条の三第二項の規定による旧公社の求めに対し同項に規定する調査に必要な報告又は資料の提出がされていないものについては、新郵便法第二十四条第二項の規定による郵便事業株式会社の求めに対し同項に規定する調査に必要な報告又は資料の提出がされていないものとみなす。

4 旧郵便法第三十三条の規定により旧公社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新

郵便法第二十九条の規定により郵便事業株式会社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の二第一項の規定により認可を受けている郵便に関する料金であつて新郵便法第六十七条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

7 この法律の施行前に旧郵便法第七十五条の二第三項の規定により届け出た郵便に関する料金（小包郵便物に係るものを除く。）は、新郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の三第一項の規定により認可を受けている郵便約款（小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧公社法第二十三条第一項の規定により認可を受けている業務方法書（旧郵便

法第七十五条の六第一項各号に掲げる事項に限り、小包郵便物に係る部分を除く。）は、新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により旧公社から旧郵便法第二十三条第二項の承認の申請に係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び旧郵便法第二十三条の三第一項の調査に関する業務を委託されている者は、この法律の施行の時において、新郵便法第二十二條第二項の承認の求めに係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び新郵便法第二十四条第一項の調査に関する業務の委託について、新郵便法第七十二条第一項の認可を受けて委託された者とみなす。

11 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧郵便法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、新郵便法の相当する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

12 総務大臣は、この法律の施行前においても、新郵便法第五十九条の規定の例により、旧公社の職員を郵便認証司として任命することができる。

13 旧郵便法第七十五条の七第一項の規定により業務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この法律の施行前に第十六条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された旧公社を被告とする抗告訴訟(郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により承継会社等が承継することとなる業務等(同法第六条第三項に規定する業務等をいう。以下同じ。)に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 第十七条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、平成二十年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十九年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社が、第二十三条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（次項において「旧法」という。）の適用を受ける旧公社の職員に係る労働組合に対してした行為（日本郵政株式会社にあつては、郵政民営化法第七十一条第一項の規定による交渉及び承継労働協約の締結に係るものに限る。以下この項において同じ。）についての労働組合法第二十七条第一項の申立てについては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行前に旧公社又は日本郵政株式会社がした行為は、承継会社（郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）がした行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している旧公社又は郵政民営化法第七十二条第二項の規定により公社とみなされる日本郵政株式会社と前項の労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する旧法第三章（第十二条から第十六条までを除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。この場合においては、承継会社を特定独立行政法人等とみなす。

3 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、旧公社又は旧公社の職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了

による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業又は同項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

(国民生活金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 削除

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の郵便切手類販売所等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第一項から第三項までの規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、それぞれ第二十五条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律(第三項において「新法」という。)第二条第一項から第三項までの規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により旧公社から郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物（以下この項において「郵便切手等」という。）の海外における販売に関する業務を委託されている者は、この法律の施行の時にいて、郵便切手等の海外における販売に関する業務の委託について、新郵便法第七十二条第一項の認可を受けて委託された者とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条 日本郵政株式会社は、この法律の施行前に、第二十九条の規定による改正後の郵便窓口業務の委託等に関する法律（以下「新委託法」という。）第七条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時にいて、新委託法第七条の規定により

した総務大臣の認可とみなす。

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。）に再委託をして銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。）を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所屬銀行（銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行をいう。）として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四

項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第六十八条 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）として金融商品仲介業（同法第二条第十一项に規定する金融商品仲介業をいう。附則第七十四条第一項第五号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等として金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一项中「次に掲げる行為

(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の際における同法第一百条第一項第四号口に掲げる業務に係るものに限る。)」とする。

第六十九条 前条第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人のうちにその郵便窓口業務等受託者のために郵政民営化法第一百条第二項に規定する国債証券等に係る金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項に規定する外務員の職務を行う者(以下この項において「国債証券等募集員」という。)が承継計画において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、証券取引法第六十六条の二十三において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項中「行為」とあるのは、「行為(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第一百条第二項に規定する国債証券等に係るものに限る。)」とする。

第七十条 郵便窓口業務等受託者に郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。）として保険募集（同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けなければならない。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二条第二十六項中「保険契約」とあるのは、「保険契約（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第三百三十八条第一項の政令で定める保険の種類に係るものに限る。）」とする。

第七十一条 前条第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人のうちに郵便保険会社を所属保険会社等として保険募集を行う者（以下この条において「保険募集員」という。）が承継計画において定められているときは、保険募集員は、この法律の施行の時に、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、保険募集

員は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第七十二条 郵便貯金銀行が郵便窓口業務等受託者に再委託をして運用関連業務（確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。附則第七十四条第一項第七号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時にいて、確定拠出年金法第八十八条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

第七十三条 前条第二項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出せず、又は同項に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして同項に規定する書類を提出した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合（新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一 機構又は機構法第十五条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた機構法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 機構又は機構法第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた機構法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務

三 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた貨物（小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものに限る。）の運送の引受けに関する業務

四 銀行代理業

五 金融商品仲介業

六 保険募集

七 運用関連業務

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 前項の場合においては、新委託法第九条の規定を準用する。

（お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条 第三十条の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第一条第一項の規定により旧公社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、第

三十条の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律（以下この条において「新法」という。）

第一条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。

2 旧法第五条第一項の規定により旧公社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五条第一項の規定により郵便事業株式会社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

3 旧法第六条の規定により旧公社に委託したものとされた寄附金については、新法第六条の規定により郵便事業株式会社に委託したものとされた寄附金とみなす。

4 前三項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に對して行い、又は郵便事業株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条 この法律の施行前に、第三十一条の規定による改正前の外国為替及び外国貿易法（次項において「旧法」という。）の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為

(同項に規定するものを除く。)は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法(同項において「新法」という。)の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険資金に関して、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便保険会社に対して行い、又は郵便保険会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

(郵便物運送委託法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 この法律の施行の際現に第三十二条の規定による改正前の郵便物運送委託法(以下この条において「旧法」という。)第三条第二項の規定により旧公社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、第三十二条の規定による改正後の郵便物運送委託法(以下この条において「新法」という。)第三条第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十八条第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便局に

対して行つた送付又は通知は、新法第十五条第二項の規定により郵便事業株式会社の事業所に対して行つた送付又は通知とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により郵便事業株式会社に対して行い、又は郵便事業株式会社が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 平成十九年度分までの第三十三条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第七条第五号の規定による日本郵政公社有資産所在市町村納付金又は日本郵政公社有資産所在都道府県納付金の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 第三十四条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第二

条の規定により一般会計において旧公社から受け入れた金額の過不足額の調整並びにこの法律の施行前に旧公社を退職した者で失業しているものに対しこの法律の施行後に支給される第五十四条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新退職手当法」という。）第十条の規定による退職手当（附則第八十七条第二項の規定に基づく新退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当を含む。）の支給に要する費用の財源に充てるべき金額の一般会計への納付及び一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、旧法第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第二条中「日本郵政公社（次条において「公社」という。）」とあり、及び旧法第三条中「公社」とあるのは、「日本郵政株式会社」とする。

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十条 施行日の前日において旧公社の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三十五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この条において「新法」という。)に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する新法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百三十六号)附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一条の七第三項に規定する給与と特例法適用職員等であつた者とみなす。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 この法律の施行前に旧公社がした第三十六条の規定による改正前の公職選挙法(次項において「旧法」という。)第四百四十二条第五項の規定による表示は、第三十六条の規定による改正後の公職選挙法第四百四十二条第五項の規定による表示とみなす。

2 この法律の施行前にした行為については、この法律の施行後も、なお旧法第二百五十一条の四第一項の規定を適用する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 第四十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第四十条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金（附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。）に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金（承継郵便貯金を除く。）で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものに係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

（行政書士法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条 第四十二条の規定による改正後の行政書士法第二条の規定の適用については、同条第六号に規定する行政事務に相当する事務を担当した期間には、旧公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間を含むものとする。

2 第四十二条の規定による改正前の行政書士法第二条の二第五号に規定する処分を受けた旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有する。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条 旧郵便貯金は、第四十三条の規定による改正後の日本勤労者住宅協会法第三十二条第二号の規定の適用については、同号の国土交通大臣の指定する金融機関への預金とみなす。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 この法律の施行前に発行された普通為替証書は、第四十六条の規定による改正後の土地収用法
第百条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する小切手等とみなす。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第六十七条の規定により引き続き
て承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等
給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職
員として在職したものとし、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条
において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条
の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六十一条の規定による改
正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。）第十条の
規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給
を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成

十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

2 この法律の施行前に旧公社を退職した者であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者が退職の際勤務していた旧公社の事務又は事業を国の事務又は事業とみなして新退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当を支給する。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、日本郵政株式会社を同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 この法律の施行前に旧公社が受け取った郵便物（この法律の施行前に発送され、又は名あて人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。）については、郵便事業株式会社が受け取ったものとみなして第五十六条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新法」という。）第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、旧公社が当該施行前受領郵便物について第五十六条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧法」という。）第七十六条第三項の規定により通知を発しているときは、当該通知は、郵便事業株式会社が発したものとみなす。

2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

3 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第二項の規定により旧公社がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

4 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八条第一項の規定により旧公社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知

とみなす。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名あて人が受け取っていないもの（以下この条において「受領前郵便物」という。）について第五十九条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「旧法」という。）第七条第一項の規定により税関長が旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について第五十九条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「新法」という。）第七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知とみなす。

2 受領前郵便物について旧法第七条第二項の規定により旧公社がした送達は、当該受領前郵便物について新法第七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達とみなす。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 第六十一条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（次項において「市町村交付金

等」という。)について適用する。

2 第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定は、平成十九年度分までの市町村交付金等並びに日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下この条及び次条において「市町村納付金等」という。)については、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定により旧公社が納付すべきものとされる平成十九年度分までの市町村納付金等の納付義務は、日本郵政株式会社を負うものとする。

4 平成十九年度分までの市町村納付金等で日本郵政株式会社が前項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定の例により、日本郵政株式会社が納付する。

5 前三項の場合における旧法第十三条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第六十一条の規定の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十一条 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機構は、承継計画において定めるところに従い、前条第三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村納付金等に要する費用の一部を負担するものとする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十二条 国内に住所を有する個人で第六十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第三条の四第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に第七十八条の規定による改正前の所得税法(次項において「旧所得税法」という。)第九条の二第一項の規定によつて預入をした旧租税特別措置法第三条の四第一項に規定する郵便貯金(附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。)については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧租税特別措置法第三条の四第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に旧所得税法第九条の二第一項の規定によつて預入をした旧租税特別措置法第三条の四第一項に規定する郵便貯金(承継郵便貯金を除く。)で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。

）第四条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に購入をする同項に規定する公債について適用し、施行日前に購入をした旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定は、施行日以後に締結する勤労者財産形成促進法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（次項において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（次項において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（次項において「預入等」という。）をする新租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

5 新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する勤労者が、施行日前に旧公社と締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等をした旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たす

もの（以下この項及び次項において「旧財産形成住宅貯蓄」という。）又は旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この項及び次項において「旧財産形成年金貯蓄」という。）を有する場合には、当該旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄については、当該勤労者が、施行日において新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って預入等をしたものとみなして、新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定を適用する。この場合において、郵政民営化法第七十五条第一項の規定により郵便貯金銀行と締結されたものとされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。

6 前二項に定めるもののほか、旧財産形成住宅貯蓄及び旧財産形成年金貯蓄に係る新租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、当該非居住者又は外国法人が施行日前に

支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日前行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する外国法人が施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額について適用し、当該外国法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする財産に係る相続税について適用し

、施行日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 日本郵政公社共済組合（第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（旧国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、施行日において、日本郵政共済組合（新国共済法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育

児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」とする。

3 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行つてゐる同項第一号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九十六条 この法律の施行前にされた第六十九条の規定による改正前の特許法第十九条の規定による郵便局への差出しは、第六十九条の規定による改正後の特許法第十九条の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所であつて新委託法第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(新委託法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は新委託法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)への差出しとみなす。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法(以下この条において「旧所得税法」という。)第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に預入をした同項

に規定する郵便貯金（附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。）については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金（承継郵便貯金を除く。）で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第七十八条の規定による改正後の所得税法第十条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に預入、信託又は購入（以下この項において「預入等」という。）をする同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券について適用し、施行日前に預入等をした旧所得税法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券については、なお従前の例による。

（社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）

第九十八条 第八十一条の規定による改正前の社会保険労務士法第五条第八号に規定する処分を受けた旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 第八十一条の規定による改正後の社会保険労務士法第八条の規定の適用については、同条第五号に規定する行政事務に相当する事務に従事した期間には、旧公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間を含むものとする。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項第五号に掲げる郵便貯金の預金者その他政令で定める者であつて旧郵便貯金法第六十条(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構又は旧公社があつせんするものに対する第八十六条の規定による改正前の沖縄振興開発金融公庫法第十九条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

第一百条 沖縄振興開発金融公庫(以下この条において「公庫」という。)は、第八十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法(以下この条において「新法」という。)第二十条第一項の規定による場合のほか、新法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者で旧郵便貯金法第六十三条の二(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構又は旧公社のあつせん

を受けるものからの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を機構に委託することができる。

2 前項の規定により公庫が機構に業務を委託する場合には、新法第三十二条第二項の規定を準用する。

3 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第一項の規定により業務を委託した機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

4 第二項において準用する新法第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百一条 長期運用予定額として国会の議決を経たもの(旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るもの及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。)については、旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条中「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」とあるのは、

「郵便貯金資金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。）及び簡易生命保険資金（同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。）」と、「これを翌年度において当該運用対象区分に従い」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、その運用しなかつた額について独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十条に規定する郵便貯金資産及び簡易生命保険資産を翌年度においてそれぞれ」とする。

2 旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項の規定により国会の議決を経た長期運用予定額（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）についての運用の実績の報告については、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二条 第百二条の規定による改正後の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律

第二条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三条 平成十八年一月一日から施行日の前日までの間において旧公社の職員であったことのある者であつて平成十九年中に第百三条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、旧公社の職員であつた間は、同項第三号に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第百四条 この法律の施行前に第百五条の規定による改正前の民事訴訟法（次項において「旧法」という。）

（第百五条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便局においてしたもの、第百五条の規定による改正後の民事訴訟法（同項において「新法」という。）第百四条第三項第二号の規定の適用については、郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。次項において同じ。）においてした送達とみなす。

2 この法律の施行前に郵便の業務に従事する者が郵便局においてした旧法第百六条第一項後段の規定による送達は、新法第百四条第三項第二号の規定の適用については、郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所においてした新法第百六条第一項後段の規定による送達とみなす。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百五条 第百七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条、第三条第一項、第四条及び第七条第一号の規定は、施行日以後にされる同法第三条第一項に規定する国外送金等（以下この条において「国外送金等」という。）について適用し、施行日前にされた国外送金等については、なお従前の例による。

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

第百六条 削除

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第百七条 第百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法（以下この条において「旧法」という。）第

五条第六項の規定に基づく規則については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であつた者に対する第一百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐以上の職員であつたこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。

4 旧法第六条から第八条までの規定により郵政事業庁長官若しくは旧公社の総裁又はこれらの委任を受けた者に提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等に関する新法第九条の規定の適用については、日本郵政株式会社をこれらを受理した新法第六条第一項に規定する各省各庁の長等又はその委任を受けた者とみなす。

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「

新特労法」という。) 第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

第百八条 削除

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百九条 この法律の施行前に、第百十六条の規定による改正前の金融商品の販売等に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手続その他の行為(旧原動機付自転車等責任保険募集取扱法第二条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの業務(次項において「原動機付自転車等責任保険募集取扱業務」という。))に関するものを除く。)

は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、第百十六条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(次項において「新法」という。)の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為（原動機付自転車等責任保険募集取扱業務に関するものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便局株式会社に対して行い、又は郵便局株式会社が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百十条 この法律の施行前に、第一百七十条の規定による改正前の社債等の振替に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置）

第一百一十一条 この法律の施行前にされた第一百八条の規定による改正前の確定拠出年金法（以下この条において「旧法」という。）第二十五条第一項（旧法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による旧法第二十三条第一項第一号又は第四号（旧法第七十三条において準用する場合を含む。）に掲げる運

用の方法を運用の方法とする運用の指図は、第一百八条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下この条において「新法」という。）第二十五条第一項（新法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による新法第二十三条第一項第一号又は第四号（新法第七十三条において準用する場合を含む。）に掲げる運用の方法を運用の方法とする運用の指図とみなす。

2 この法律の施行前に、旧法第六章の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百十二条 この法律の施行の際現に第一百十九条の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下この項において「旧法」という。）第二条第一項の規定により旧法第三条第一号に規定する郵便局取扱事務（以下この条において「郵便局取扱事務」という。）を取り扱っている郵便局は、施行日から六月間（当該期間内に第一百十九条の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下この条において「新法」という。）第三条第一項の規定

による指定を受けたとき、又は旧法第三条第四号に規定する期間が終了したときは、当該指定を受けた日又は当該期間が終了した日までの間）は、新法第二条の規定にかかわらず、引き続き郵便局取扱事務を取り扱うことができる。

2 前項の規定により引き続き郵便局取扱事務を取り扱うことができる場合においては、当該郵便局を新法第三条第五項に規定する事務取扱郵便局とみなして新法第四条（第二項第一号を除く。）、第五条、第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第二項</p>	<p>次の各号のいずれか</p>	<p>第二号</p>
	<p>前条第一項の規定による指定を取り消し</p>	<p>当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の取扱いを廃止し</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>指定を取り消した</p>	<p>郵便局取扱事務の取扱いを廃止した</p>

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十三條 この法律の施行前に第百二十條の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に

関する法律の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為（郵政民営化法第六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

第百十四条 削除

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十五条 この法律の施行前に第二百二十九条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づき旧公社がした行為及び旧公社に対してなされた行為（郵政民営化法第六十六条第一項の規定により承継会社が承継することとなる業務等に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧公社の役員又は職員であつた者

二 旧公社から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公社が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十六条 この法律の施行前に、第四百四十二条の規定による改正前の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の相当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀

行が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に

係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。